

### 1. 軽油価格への対応について

軽油価格についてはガソリン価格より下げ幅が少なく、一部の給油所では税抜き価格の逆転現象も発生しているが、2008年以降の市場価格連動型という不透明な価格決定方式の導入も要因とされている。

については、価格形成の透明化に向けて対策を講じられたい。

**【回答】**（資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課）

軽油を含めた石油製品の小売価格は、国際的な需給バランスや地政学的リスクなどで変動する原油価格や為替レート、国内市場の動向など様々な要因により変動するものと認識しています。

資源エネルギー庁では、全国約 2.600SS に対する石油製品価格モニタリング調査等を実施しており、引き続き、市場の動向を注視していく。仮に競争制限的な行為に接した場合には、公正取引委員会と連携し、厳正に対処していきます。

### 2. 航空貨物の輸入通関のスピード化について

現在航空貨物の輸入通関については、予備審査制が導入されているが、本申告は本邦空港到着後に行うため、空港到着から通関、貨物引き取りまでに時間を要するケースが未だに多い。

一定の条件下（例：AEO特例輸入者、他法令等で規制対象外の品物等）において、当該貨物が本邦向けのフライトに搭載後に本申告輸入許可がされる仕組みを構築されたい。本邦空港到着後の仕分け完了後に直ちに引き取りが可能となり、リードタイムの短縮および通関業者の業務効率化や災害時の円滑な貨物輸送に寄与するものとする。

**【回答】**（財務省 関税局で回答）

### 3. 航空法と航空機製造事業法の二重適用の是正について

民間航空機の整備分野における「航空法（国交省管轄）」と「航空機製造事業法（経産省管轄）」の重複項目について、航空法の認定事業場においては航空機製造事業法を適用外にするなど、管轄する省庁間で調整を行い、手続き簡素化の観点から二重適用を改めるよう法律を改定されたい。

**【回答】**（製造産業局 航空機武器宇宙産業課）

航空法と航空機製造事業法は、それぞれ異なる目的に則った規制措置を講じているところだが、事業者の負担軽減の観点から、以下の運用の見直しや制度改正を行っています。

例えば、平成 24 年 10 月には航空機製造事業法の通達を見直し、子会社が航空運送事業者である親会社の航空機等の修理を行う場合等、航空機製造事業法における規制の対象外となる事業を明確化しました。

また、平成 25 年 11 月には航空機製造事業法施行規則の改正を行い、航空法に基づく事業場認定取得者が航空機製造事業法の認可申請手続を行う場合における提出書類を簡素化した。また、航空機製造事業法の許可基準として事業者の保有する「特定設備」に一定の生産技術上の水準に適合することを求めているが、そのうち近年の技術進展に鑑み管理する必要性が薄れている設備を除外する等の見直しを行いました。

さらに、平成 29 年 6 月には航空機製造事業法施行規則の改正を行い、航空機用機器における近年の技術の進歩等に対応し、航空機用機器の製造または修理事業者の負担を軽減するため、一部の航空機用機器について、製造および修理方法認可の適用除外としました。今後も事業者の皆様からのご意見・ご要望を参考とし、国土交通省とも連携を図りながら、負担軽減に向け不断の見直しに努めてまいります。

#### 4. バイオジェット燃料の実用化について

環境負担軽減のみならず、長期的なエネルギー安全保障の確保、新規産業としての雇用創出・経済効果などが期待できることや、排出権取引制度の導入が決定していることから、日本において航空機代替燃料となるバイオジェット燃料の実用化に向けた取り組みが急務である。なお、実用化に向けては研究開発費補助の拡充や全量買取制度の導入など、あらゆる支援策を講じられたい。加えて、空港での備蓄や給油など、実用化に向けては運用環境の整備が必要であり、航空局が中心となって、関係省庁との連携を図られたい。

**【回答】**（資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課）

経済産業省では、バイオジェット燃料の商用化に向けて、微細藻類などを活用したバイオジェット燃料製造に関する研究開発事業を 2017 年度から実施しており、本年度予算は、前年度より増額している。

さらに、グリーンイノベーション基金の活用の検討等を通じて、国内バイオジ

ェット燃料製造事業者の取り組みを積極的に後押ししていく。

バイオジェット燃料の導入促進に関しては、平素より国土交通省や関係業界とも連携して進めているが、引き続き、しっかりと取り組んでまいりたい。

## 5. SDSの記載事項について

化管法第14条では、化管法の指定化学物質等取扱事業者に対し譲渡し、または提供するときはその相手方に当該指定化学物質等の性状および取扱いに関する情報を提供する義務を課している。また厚生労働省の所管として労働安全衛生法および毒物および劇物取締法においてSDSおよびラベルの提供に係る規定があり、同様の制度が実施されている。

しかしながら化学品の1次生産者といえるメーカーに比べ、化学品を売買する航空危険物を扱う輸出入者の中には、有害性等の情報伝達への意識が低い事業者が存在する。航空輸送における保安のさらなる強化に向け、セミナーなどの開催については昨年回答をいただいているが、国際航空貨物に携わる荷主となる、あらゆる事業者への啓蒙活動や指導などを、厚生労働省および国土交通省との緊密な連携を図り進められたい。

### 【回答】（製造産業局 化学物質管理課）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」におけるSDS制度では、指定化学物質等取扱事業者（輸入業者を含む）に対し、施行令において指定された指定化学物質および含有する製品（以下、指定化学物質等という。）を他の事業者に対し譲渡し、または提供するときは、その譲渡し、または提供する時まで、その譲渡し、または提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状および取扱いに関する情報を提供するように求めています。

ご認識いただいておりますように化管法に基づくSDS・ラベルの作成・提供などについてご理解を深めていただけるよう、事業者の方々を対象としたセミナー開催など、啓蒙活動に取り組んでおります。

他方、あいにくコロナ禍でありましたので、昨年度は2021年2月5日～26日に、オンライン形式でセミナーを開催したところ、6500回以上も視聴され、多くの事業者の方々に受講いただけたと承知しています。

引き続き、関係省庁とも連携しつつ、より多くの事業者の方々に知っていただくための取組を進めていく所存です。

## 6. 原産地証明書の取得に係る業務の円滑化について

東京商工会議所などに一部主要商工会議所から電子発給の進捗状況を明らかにされたい。また、引き続き全国での電子発給に向けて取り組みを進められたい。

**【回答】**（貿易経済協力局 貿易振興課）

経済産業省では、非特惠原産地証明書の申請・発給手続の電子化の取り組みを進めるため、平成31年度に日本商工会議所によるシステム開発関連費用および電子化の普及促進費用を定額補助する事業を実施しました。

当該事業により、日本商工会議所において、全国の商工会議所が共同で利用する「貿易関係証明発給システム」を構築しました。

昨年9月以降、当該システムを活用し、準備が整った商工会議所から、順次、電子発給業務を開始し、本年4月27日時点で23箇所の商工会議所において、電子発給が受付可能となっています。

経済産業省としても、引き続き日本商工会議所および各商工会議所と協力して、全国での電子発給に向けて取り組みを進めていきたいと考えています。

## 7. 余暇・休暇制度について

経済産業省による「プレミアムフライデー」、観光庁による「ポジティブ・オフ」、厚生労働省による「仕事休もっ化計画」など、省庁毎に余暇・休暇の施策が存在することなどから各省庁の取り組みを一本化することを検討されたい。

**【回答】**（商務・サービスグループ 消費・流通政策課）

プレミアムフライデーは、働き方改革とも連動して、「月末金曜日（振替も推奨）は、ちょっと豊かに」過ごす生活スタイルの浸透により、消費を喚起し、事業者の販売機会を創出することを目的とした取り組みです。

これまで、官民によるプレミアムフライデー推進協議会を中心にその普及を図ってきたところです。現状、認知度は約9割、振替を含む早帰り実施率は約2割、統一ロゴの利用者数は8,722社・団体に上ります。

また、平成30年4月の年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたことに合わせ、平成31年3月、国土交通省や厚生労働省などとともに「休み方改革」推進チームが設立され、休暇取得しやすい環境を整備できるよう連携を図ってきたところです。

経済産業省としては、新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、プレミアムフライデーの推進など、関係省庁とも連携し働き方改革の浸透にも貢献してまいります。